

便利で暮らしやすく
100年先も持続的に発展できるまち
『ネットワーク型コンパクトシティ』
の実現に向けて

～医療・福祉，子育て支援，教育，商業，金融施設など
まちの生活を支える施設の整備をお考えの皆様へ～



立地適正化計画等に基づく支援制度のご案内
(都市機能誘導施設立地促進補助金)

宇都宮市

市では、都市再生特別措置法(平成 26 年 8 月改正)に基づく「宇都宮市立地適正化計画」に定めた都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点に、医療・福祉、子育て支援、商業等の誘導施設を維持・確保するための補助制度を設けています。

また、当該区域の防災性・安全性を高めることで都市機能・居住の誘導を促進するため、誘導施設の浸水対策を支援する補助制度を設けておりますので、ご活用ください。

1. 都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点区域について

【都市機能誘導区域について】

周辺地域からアクセスしやすい中心部や駅周辺などの公共交通の結節点を含めて、別紙で示す **11 か所に都市機能誘導区域**を配置

【市街化調整区域の地域拠点について】

本市の成り立ちを踏まえ、旧町村の中心となる地区市民センター周辺など、別紙で示す **7 か所に市街化調整区域の地域拠点**を配置

※ 都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点の位置図については別紙をご参照ください。

2. 都市機能誘導施設立地促進補助金（誘導施設立地への支援）の概要

○補助対象者

都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点^{※1}において、対象施設を新築もしくは増築、改築、大規模改修^{※2}、取得またはテナント入居し改修、賃借し、自ら施設を運営してサービス提供を行う事業者

【その他の交付条件】

- ・ 10 年以上、対象施設を運営して事業を行うこと
- ・ 省エネ基準への適合など環境に配慮した建築物とすること
- ・ 浸水ハザードエリア内の場合は、想定浸水深に応じた浸水対策を行うこと
- ・ 市税を滞納していないこと

※交付条件の詳細は、NCC 推進課（Tel028-632-2563）にお問合せください。

○補助率・限度額

補助率：施設整備費・改修費・家賃の 10%

限度額：①施設整備費：1 億円（高次都市機能誘導区域^{※3}は 3 億円）

②改修費：3,300 万円（高次都市機能誘導区域は 1 億円）

③家賃：500 万円/年（高次都市機能誘導区域は 1,500 万円/年）

※補助期間（家賃）は 3 年間

○その他

各都市機能誘導区域・市街化調整区域の地域拠点区域における誘導施設^{※4}の立地状況により、補助対象となる施設が異なります。なお、対象施設の一覧については、次ページのとおりです。

※1 医療・福祉、商業施設等の誘導・充実により、これらの生活サービスの効率的で持続的な提供を図る区域

※2 建築基準法上の大規模の修繕又は模様替え（主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上の過半（1/2 超）にわたる修繕又は模様替え）

※3 都市機能誘導区域のうち、高次で多様な都市機能を集積する区域（中心部）

※4 都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点に立地誘導すべき施設（医療・福祉、商業等の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設）

○対象施設・区域

区分	対象施設	対象区域
高次 都市機能	1 病院（専門医療）	高次都市機能誘導区域 ※スーパー・ドラッグストアは、 高次都市機能誘導区域 も対象
	2 大規模商業施設（百貨店、ショッピングセンター） （店舗面積 10,000 ㎡超）	
	3 専門店※ ⁵ （店舗面積 1,000 ㎡超）	
	4 大学	
	5 専修学校	
	6 高等学校	
	7 博物館・美術館	
	8 劇場・ホール・映画館 （固定座席数 100 席以上）	
	9 銀行等本店	
	10 市民活動交流施設※ ⁶	
	11 アリーナ・交流施設等	
身近な 都市機能	12 病院	① 都市機能誘導区域 （同種施設が立地していない又は 1 施設のみ立地している場合に限る） ② 市街化調整区域の地域拠点 （同種施設が立地していない場合に限る） ※病院と銀行等は、市街化調整区域の 地域拠点に既に立地している施設が 対象
	13 診療所	
	14 歯科診療所	
	15 調剤薬局	
	16 訪問看護ステーション	
	17 スーパー・ドラッグストア （ 都市機能誘導区域 は店舗面積 1,000 ㎡超） （ 市街化調整区域の地域拠点 は店舗面積 1,000 ㎡以下）	
	18 銀行等	
少子・ 超高齢社 会に対応 した都市 機能	19 介護保険サービス提供施設 （通所型又は訪問型の施設であって市で公募を行う 施設）	都市機能誘導区域及び 市街化調整区域の地域拠点 （施設整備費に他の補助が導入されて いる場合は土地取得が条件※ ⁷ ）
	20 教育・保育施設等（保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、事業所内保育施設）	

※⁵ 物販 6 種（衣類、スポーツ用品、家具、家電、書籍・文具、雑貨）のいずれかを販売する店舗。物販 6 種の店舗と一体的に出店する店舗がある場合には、物販 6 種の店舗面積の半分の面積まで合わせて補助対象とする。

※⁶ 市民の活動や交流機会の創出を主目的とした不特定多数の利用が可能な公開の施設であって、専用面積が 50 ㎡以上かつ概ね 200 ㎡程度以下の施設。

※⁷ 施設整備費に他の補助が導入されているため、施設整備にあわせた土地取得が条件。

なお、土地取得は、有償取得かつ取得後に当該施設の建築敷地が自己所有（以前から建築敷地の一部を所有している場合は建築敷地の過半以上を買増し）となることが条件。

3. 都市機能誘導施設浸水対策促進補助金（浸水対策への支援）の概要

○補助対象者

都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点のうち、浸水ハザードエリア内において、誘導施設を運営して事業を行う事業者
（市街化調整区域の地域拠点にあつては想定浸水深 3 m 以上の区域を除く）

【その他の交付条件】

- ・補助金の交付の決定日から 10 年以上、適切な維持管理を行うこと
- ・誘導施設の浸水対策について、他の補助を受けていないこと
- ・土地及び施設の所有者から設備設置等について承諾を得ていること
- ・市税を滞納していないこと

○対象施設

前ページ「対象施設・区域」表中 1 ～ 20 の誘導施設

○対象設備と補助率・限度額

対象設備：①止水板・防水扉の設置

②排水ポンプの設置

③電気設備の移設・嵩上げ（既存施設対象）

※ ②・③にあつては想定浸水深が概ね 1m 超の区域で、施設内への浸水を防ぐための止水板・防水扉設置などの対策が講じられていることが条件

補 助 率：設備の購入額及び設置工事費の 1 / 3

限 度 額：①・②100 万円 ③500 万円

4. 事前協議について

補助金の申請にあたっては以下のとおり事前協議が必要となります。

○事前協議手続き

補助対象となる場合は事前協議書に必要な書類を添付して提出してください。

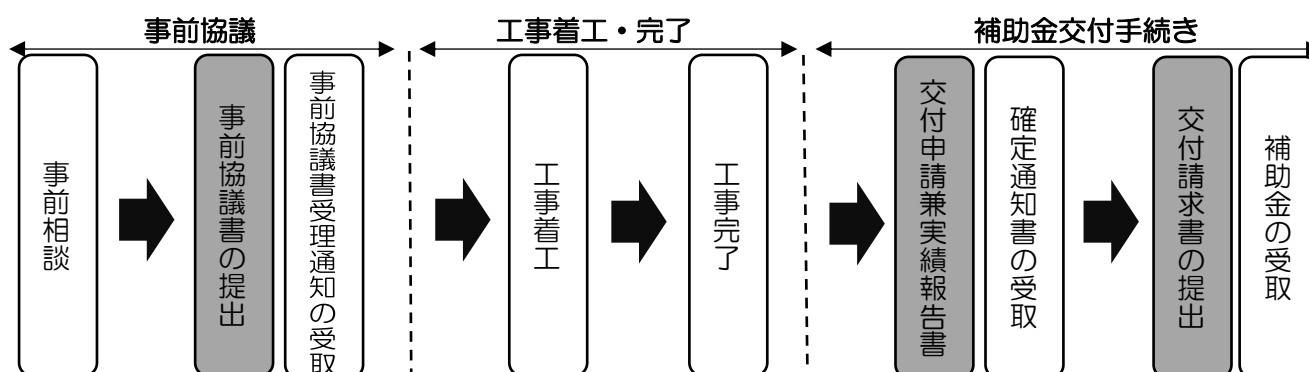
※様式については、市ホームページ（立地適正化計画のページ）からもダウンロードできます。

○提出時期

工事着手または取得、賃借契約締結の 1 か月前まで

※事前協議書の提出前に事前相談が必要となりますので、お早めにご相談ください。

【手続きフロー】



【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課（市役所 11 階）

電話番号：028-632-2563 ファクス：028-632-5421

メールアドレス：u55000505@city.utsunomiya.tochigi.jp